東京都議会議長、各政党・会派御中

国際婦人年連絡会

世話人 山口みつ子 實生 律子

紙谷 雅子

女性の人格を貶め、女性の人権を脅かす「不規則発言」の 再発防止の強化を求める要望書

安倍政権は、「女性の活躍」を重要な政策課題としています。「女性の活躍」とは、女性の人権をないがしろにすることなく、労働環境・社会環境を是正することにより、男女がともに日本社会を担う重要な役割を果たすという男女共同参画社会を実現する政策であるべきです。

6月の東京都議会本会議中での女性の人格を貶める不規則発言は、多くの都民の批判を浴びました。今回の「不規則発言」は、個人としての尊重を定めた憲法13条、性別による差別を禁じた憲法14条に違反する行為です。男女共同参画社会基本法第9条は、地方公共団体に対して、基本理念にのっとり,男女共同参画社会の形成の施策を策定し実施する責務を課しています。東京都男女平等参画基本条例第14条は、性別による差別的取扱いやセクハラの禁止を規定しています。今回の発言は女性の人格を貶め、人権を軽視し、女性だけでなく、東京都民の尊厳を傷つける行為です。残念ながら、今回の東京都議会のように、議員としての責任を問わないまま、内部処理で済ましていては再発を防止できません。

国際婦人年連絡会は、男女平等・女性の地位向上を求めて1975年以来活動を続けています。私たちは、二度とこうしたことが起こらないよう徹底した再発防止強化策措置を講じるようことを求め、以下のことを強く要望いたします。

記

- 1 東京都議会議長は女性の人格を踏みにじる不規則発言を防止し、今後発言した議員 に対しては厳しい処罰で臨むこと
- 1 各政党・会派は、所属の議員全員に対し、再び女性議員及び女性全体に対する人権 侵害を起こさないように、各議会召集前に男女共同参画、女性に対するあらゆる差別 撤廃条約など様々な国際人権条約等の研修を実施すること
- 1 東京都議会と各政党・会派は、女性の人格を貶め、人権を侵害する発言や行為をした所属議員に対する処分の基準を定め、今後同様な事態が発生しないよう、氏名を公表する等、再発防止に効果的なあらゆる手段をとること